NEWS
FUKUE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY
福江商工会議所ニュース
号外
2020
5

新型コロナウイルス･経済対策
緊急版

●会頭挨拶 新型コロナウイルスの対応に向けて
●「新しい生活様式」について
●新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券販売事業
●五島市職員労働組合様から寄付金を頂きました。
●ベトナム人留学生雇用先募集！
●国の持続化給付金について
●長崎県休業要請協力金申請について
●五島市緊急経済対策事業継続支援金について
●資金繰り支援内容一覧表

－ 福江商工会議所情報発信中 －

●福江商工会議所ホームページ http://www.fukue-cci.org/ ●福江商工会議所Facebook
●福江商工会議所は、docomo無料wi-fiがご利用可能です。
皆様のご意見、ご要望がありましたら宜しくお願いします。

発行所 福江商工会議所 〒853-0005 五島市末広町8-4 TEL0959-72-3108 fax0959-74-1588
E-mail:fukuecci@vc.fctv-net.jp

～新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ～

会員事業の皆様におかれましては新型コロナウィルス感染症の影響により業種を問わず非常に厳しい経済状況下にあるものと思われます。福江商工会議所としましても会員事業所の皆様に国、県、市の様々な施策の情報提供を行うことで少しでもお役に立ちたいと考え緊急版を発行する旨となりました。

～新型コロナウイルスの対応に向けて～

福江商工会議所
会頭　清瀧　誠司

世界中に新型コロナウイルス感染症が流行し、国内におきましても緊急事態宣言が行われ、先日５月５日に再度期間の延長が決定されました。

この状況下で経済的な悪影響は観光関連産業にとどまらず、会議所会員の全業種に悪影響が出ております。50数年に渡る福江商工会議所の歴史の中にあって福江大火やリーマンショック等危機的ことはありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は会員事業者の存亡にかかわる、最悪の事態だと思い対応に思案しております。会員事業様におかれましては売り上げ等々との戦いで重たい日々だと重々承知しております。

この状況下におきまして、国、県、市は助成金を始め各種の対応策を提案しております。然しながら私共小規模事業者にとりましては、各種申請において少々難解な添付資料等があります。そのために、会議所におきましては各職員が一丸となり会員皆様のサポートが出来ます様に、日々研鑽してサポート出来るよう万全を期しております。

尚、５月15日長崎県での緊急事態宣言は解除され「新しい生活様式」の定着が推奨されました。新しい生活様式の定着には新しい生活様式に合わせた新しい経済活動が必要となっていきます。

かってない大きな壁が立ちはだかってはおりますが、会員皆様と一緒に立ち上がり、新型コロナウイルス感染症に勝利し、会員皆様と力を合わせて新しい社会構造での住みよい五島を作り出しましょう。

「新しい生活様式」について（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言より抜粋。詳しくは厚生労働省HP等を参照ください。）

１　一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本

1. 身体的距離の確保
2. マスクの着用
3. 手洗い

移動に関する感染対策

＊感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
＊帰省や旅行は、ひかえめに。出張は、やむを得ない場合に
＊発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
＊地域の感染状況に注意する

２　日常生活を営む上での基本的生活様式

＊まめに手洗い、手指消毒
＊咳エチケットの徹底
＊こまめに換気
＊身体的距離の確保
＊「３密」の回避（密集、密接、密閉）
＊毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

３　日常生活の各場面別の生活様式

買い物

＊通販も利用
＊１人または少人数で、すいた時間に
＊電子決済の利用
＊計画をたてて素早く済ます
＊サンプルなど展示品への接触は控えめに
＊レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

＊公園は、すいた時間、場所を選ぶ
＊筋トレやヨガは自宅で動画を活用
＊ジョギングは少人数で
＊すれ違うときは距離をとるマナー
＊予約制を利用してゆったりと
＊狭い部屋での長居は無用
＊歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

＊持ち帰りや出前、デリバリーも
＊屋外空間で気持ちよく
＊大皿は避けて、料理は個々に
＊対面ではなく横並びで座ろう
＊料理に集中、おしゃべりは控えめに
＊お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

＊多人数での会食は避けて
＊発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

４　働き方の新しいスタイル

＊テレワークやローテーション勤務
＊時差通勤でゆったりと
＊オフィスは、ひろびろと
＊会議はオンライン
＊名刺交換はオンライン
＊対面での打合せは換気とマスク

新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券販売事業
(土産品商品券のみ販売)

新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業は、令和２年３月24日、開催された第一回「緊急経済対策会議」後、福江商工会議所の清瀧会頭の指示のもと、新型コロナウイルスの影響により島内の商工・観光関連業者の売上減少が著しく低迷している状況に鑑み、島内需要を喚起し消費拡大を図るための事業として、下五島商工連絡協議会（福江商工会議所・五島市商工会）が、五島市及び各団体（一社）五島市物産振興協会・（一社）五島市観光協会・五島市旅館ホテル組合・五島市飲食店組合・五島市観光みやげ品（協）にご協力をお願いして、島民が使用できる市内の宿泊・飲食・土産品の商品券を販売する計画を立てました。

商品券３種類は、４月20日から発売する予定でしたが、全国に「緊急事態宣言」が発令されたことを受けて、県・市・協議会で検討した結果、宿泊・飲食商品券は「緊急事態宣言」が解除されるまで延期し、土産品商品券のみ販売をすることといたしました。

土産品商品券は、販売開始後１時間で完売し、当協議会では、島内潜在需要のさらなる喚起を行うため、第２弾土産品店・生花店・クリーニング店プレミアム付商品券を販売いたします。

五島市職員労働組合様から寄付金を頂きました。

去る令和２年４月30日、五島市職員労働組合の執行委員長中村克政様、副委員長古賀崇志様が来所され、プレミアム付商品券発行事業に役立てて頂きたいと、寄付金615,000円が下五島商工連絡協議会清瀧会長に贈られました。

五島市職員労働組合様（340名）の本事業へのご理解と組合員皆様お一人おひとりの郷土を想う気持ちに心から感謝を申し上げ、そのご厚志を事業に役立てさせていただきます。

ベトナム人留学生雇用先募集！

本年、４月11日に開校式がありました「五島日本語学校」に来島された16名のベトナム人留学生は仕事をしながら生活費を得て、日本語等を学んでいます。

現在、新型コロナウイルスの影響で、休業や従業員を休ませている事業所が多数あり、当初予定していた雇用先事業所で留学生が働けない状況が続いています。

会員の皆様の事業所で求人の予定がありましたら、下記まで、ご連絡をお願いします。

五島日本語学校　住　所　五島市坂の上１－８－２
電　話　０９５９－７６－３８８５
ＦＡＸ　０９５９－７６－３８８６

経済産業省

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給　付　額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50％月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件　※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

１．新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50％以上減少**している事業者。

２．2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

３．法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業　金融･給付金相談窓口

0570－783183（平日・休日9:00～19:00）

※予算成立後、持続化給付金コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

❶ 持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金　検索

持続化給付金の申請用HP（https://www.jizokuka-kyufu.jp/）

❷ 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

❸ 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ

❹ ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

●基本情報　●売上額　●口座情報　を入力

法人・個人の基本事項と、ご連絡先

入力すると、申請金額を**自動計算！**

【通帳の写し】をアップロード！

❺ 必要書類を添付

- **2019年の確定申告書類の控え**
- **売上減少となった月の売上台帳の写し**
- **身分証明書の写し（個人事業者の場合）**

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常２週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

長崎県休業要請協力金申請について

令和２年5月12日現在

■協力金の概要

１．申請要件

●対象者

長崎県の要請に応じて､休業や営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業･個人事業主（以下、「事業者」という）。

●本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

⑴長崎県内で対象施設を運営する事業者であること。

⑵休業要請の日（令和２年４月24日）以前から、対象施設を運営していること。

⑶令和２年４月25日から同年５月６日の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、休業等を行うこと。

ただし、要請期間中休業できなかった日があった場合で、その理由がやむを得ないと認められる場合には支給の対象となることがあります。

なお、飲食店等の食事提供施設については、要請に応じて朝５時から夜８時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜７時までとする）場合又は終日休業する場合は支給の対象となります（通常の営業時間が朝５時から夜８時の枠内の場合は対象外）。

⑷申請事業者が、次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

２．支給額

１事業者あたり30万円

３．申請手続

●受付期間

令和２年５月11日（月）～６月19日（金）

●給付開始時期

令和２年５月下旬予定

●申請書等の入手場所について

申請書及び申請要領は、市役所、商工会議所で入手できます。

※配布のみを行っております。協力金の申請について不明な点は、下記のコールセンターにお問い合わせください。

●申請方法

⑴郵送の場合

次の宛先へ「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送ください。（令和２年６月19日（金）の消印有効）

〒８５０－８７９９
長崎中央郵便局私書箱１１５号
長崎県休業要請協力金申請受付センター　宛

※差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。　※郵便料金は申請者側でご負担をお願いします。

⑵ウェブ申請の場合

令和２年５月20日（水）から運用開始予定です。

４．お問い合わせ先

長崎県休業要請協力金申請受付センター（コールセンター）

電話番号：095－824－5185

受付時間：9時00分から17時00分まで（土、日も開設）

※コールセンターが繋りにくい場合

・電話番号：095－895－2615（長崎県休業要請協力金事務局）

五島市緊急経済対策事業継続支援金について

■趣　　旨

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、影響が特に大きい業種で、市内の中小企業や個人事業主を対象に、事業の維持・継続を支援します。

■対象業種

卸売業、小売業、飲食サービス業、宿泊業、旅行業、運輸業（レンタカー、タクシー、海上タクシー）、クリーニング業

■要　　件

以下のすべてに該当すること。

新型コロナウイルスの影響により、本年２月から５月までのいずれかひと月でも売上が、前年同月比で30%以上減少していること

事業を継続する意思があること

市税の滞納がないこと（分納誓約書を提出し履行している方を含む）

■必要書類

交付申請書（様式第１号、様式第２号）

前年の確定申告書類の控え等（前年１月から12月までの総売上及び２月から５月の売上がわかる書類）及び令和２年2月から５月（４月までででも可）までの各月の事業収入額を示した帳簿等

市税の滞納がない証明（市役所税務課（１階）で交付を受けてください。証明手数料はかかりません。）

法人の場合：履歴事項全部証明書（法務局　有料）

個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、島民カードなど本人確認ができるもの（代理申請も可。代理の方の本人確認ができるもの。）

交付請求書（様式第４号）

印鑑と申請者名義の通帳をご持参ください。

■支援額

30万円（上限額）

■申請時期

令和２年５月11日（月曜日）から令和２年６月30日（火曜日）まで

８時30分から17時15分まで（５月平日は18時まで。五島市緊急経済対策実施本部窓口のみの対応です）

■申請場所

五島市緊急経済対策実施本部窓口（市役所新庁舎3階）電話番号：0959-72-6124

五島市役所各支所窓口

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら ／ 指定738業種の場合	①セーフティネット5号	• 借入債務の80%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。⑨と共有） • 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	②新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	③商工中金等による「危機対応融資」	• 3億円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 6000万円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高10%以上減少なら ／ 生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	⑦衛生環境激変対策特別貸付	• 1000万円（別枠） • 運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。①と共有） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく	⑩セーフティネット貸付	• 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 • 設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

★追加要件を満たせば**実質無利子・無担保**の対象
利子補給対象上限
（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜**創業１年１か月以上**＞
【公庫(青枠)】最近１カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近１ヶ月の売上高と、前年同月を比較 ＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜**創業１年１か月未満**及び店舗・業容拡大している**ベンチャー・スタートアップ**など（後者は公庫のみ）＞
（１）～（３）のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
（１）最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高の比較	（１）左記に同じ。
（２）最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（２）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の３倍を比較
（３）最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（３）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに
株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
中小企業庁 The Small and Medium Enterprise Agency